

令和5年度 教育委員会

(第9回定例会)

開催日 令和5年12月20日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度12月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年12月20日(水)
場 所 笛吹市役所本館 302 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(12月議事録：飯田教育長職務代理、高野委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - 報告第6号 令和5年笛吹市議会第4回定例会の報告について
 - 報告第7号 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例について
 - 報告第8号 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
 - 議案第20号 笛吹市指定文化財の諮問について
- 7 その他
- 8 閉会

【次回定例教育委員会】

令和6年1月9日(火)14:00～

笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

報告第6号（12月）

令和5年笛吹市議会第4回定例会の報告
について

教育委員会

令和5年笛吹市議会第4回定例会会期日程

○会 期：令和5年12月1日（金）～12月19日（火）

19日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
11月24日	金	議会運営委員会	午前9時30分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前10時30分	
12月1日	金	本 会 議	午後1時30分	・市長行政報告 ・提出議案説明
2日	土	休 会		
3日	日	休 会		
4日	月	休 会		
5日	火	休 会		
6日	水	休 会		
7日	木	休 会		
8日	金	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
9日	土	休 会		
10日	日	休 会		
11日	月	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
12日	火	休 会		
13日	水	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
14日	木	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
15日	金	休 会		常任委員会(予備日)
16日	土	休 会		
17日	日	休 会		
18日	月	休 会		
19日	火	議会運営委員会	午前10時	・委員会審査報告 ・討論 ・採決
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	

目次

- 報告第8号 学校給食費に係る裁判上の和解における専決処分の報告について
- 議案第105号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 議案第106号 笛吹市税条例の一部改正について
- 議案第107号 笛吹市手数料条例の一部改正について
- 議案第108号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第109号 笛吹市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 議案第110号 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について
- 議案第111号 笛吹市若者定住促進市単住宅条例及び笛吹市定住促進住宅条例の一部改正について
- 議案第112号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 議案第113号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 議案第114号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について
- 議案第115号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第116号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第117号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第118号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第119号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第120号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第121号 動産の取得について(指定避難所防災備蓄倉庫設置)
- 議案第122号 動産の取得について(小型動力ポンプ積載水槽車購入(石和分団第14部)(明許))
- 議案第123号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市いさわふれあいセンター)
- 議案第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居福祉会館)

- 議案第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市八代児童センター)
- 議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市境川地域振興交流センター)
- 議案第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居産地形成促進施設)
- 議案第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市芦川農産物直売所、笛吹市芦川活性化交流施設)
- 議案第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館、笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園、笛吹市一宮スポーツ広場)
- 議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市八代総合会館、笛吹市若彦路ふれあいセンター、笛吹市働く婦人の家、笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館、笛吹市八代中央スポーツ広場、笛吹市八代中央水泳プール、笛吹市八代南部スポーツ広場)
- 議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市境川総合会館、笛吹市境川スポーツセンター)
- 議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場、笛吹市御坂体育館、笛吹市御坂テニスコート、笛吹市御坂テニス&キッズ広場)
- 議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居弓道場)
- 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について(笛吹市みさかふれあい交流センター)
- 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について(笛吹市芦川グリーンロッジ、笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場)
- 議案第136号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について

目 次

議案第137号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

目 次

- 議案第138号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について
- 同意第12号 教育委員会委員の任命について
- 同意第13号 公平委員会委員の選任について

令和5年 笛吹市議会 第4回定例会
 [議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	渡辺 清美 議員	1	物価高対策のための「重点支援地方交付金」が追加、その活用は
		2	「COCOLOプラン」を受けての不登校支援の推進について
2	河野 正博 議員	1	笛吹市立図書館業務全般について
		2	質の高い幼児教育について
3	神澤 敏美 議員	1	高齢者の社会活動参加について
4	岡 由子 議員	1	若年がん患者の在宅療養支援について
		2	森林環境譲与税の活用について
5	武川 則幸 議員	1	笛吹市博物館（春日居郷土館）と笛吹市青楓美術館の統合について
6	落合 俊美 議員	1	AIデマンド交通について
		2	市民の健康管理関係について
7	神宮司 正人 議員	1	芝生グラウンド早期実現に向けて
		2	ふるさと納税県産ブランド返礼品について
8	中村 正彦 議員	1	市制施行20周年記念事業について
		2	スクールバス運行状況と見直しについて
9	中川 秀哉 議員	1	がん治療患者支援のアピアランスケアに対する市の取り組みについて伺う
		2	空き家対策・空き家バンクならびに移住定住事業の包括連携について伺う
10	河野 智子 議員	1	AIデマンド交通「のるーと笛吹」について
		2	子育て支援継続を
11	渡辺 正秀 議員	1	多目的芝生グラウンド整備「基本計画」について
		2	笛吹市の介護施策について

令和5年 笛吹市議会第4回定例会代表質問に関する質問及び回答

○ 渡辺 清美 議員

1-2 「COCOLOプラン」を受けての不登校支援の推進について

(1)「保護者会の設置」について



本市では、児童生徒の保護者等が相談できる体制として、ふえふき教育相談室を設置しています。ふえふき教育相談室では、峡東教育事務所のスクールソーシャルワーカーや山梨県総合教育支援センターの相談支援部等とも連携を取りながら、保護者に寄り添った支援を行っています。また、教育支援センター「ステラ」では、保護者会や保護者との面談を実施しています。

今後もこれらの取組を継続するとともに、各学校に対し、不登校児童生徒及び保護者への適切な支援や働きかけを行うよう指導していきます。

(2)「スペシャルサポートルームの設置」について



現在、各学校では、不登校児童生徒に寄り添った支援を行うため、校内の別室等を活用して学べる体制を整えています。

また、学習面については、タブレットを使用し、オンラインによる授業の提供や学習等の配信を行っている学校もあります。

今後も様々なニーズに対応できるよう取り組んでいきます。

(3)「ステラでのオンライン指導」について



ステラでは、支援員が一人ひとりに合った学習支援を行っています。また、タブレットを用いて個別の調べ学習や学習ソフトを活用した学習も行っています。

今後も、オンライン指導なども含め、個々の学習状況に合わせた学びの充実が図られるよう、検討していきます。

(4)「不登校生徒の高校進学」について



高等学校の受験において、中学校長は、学習、欠席、行動記録、特別活動の記録等を記入した「調査書」を志願先高等学校長に提出します。また、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の子供については、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数が多い生徒に関する事情説明書」を提出します。

高等学校進学を希望する不登校生徒については、各学校が、個々の状況に応じた自宅、校内の別室、ステラでの学習結果を「調査書」に反映しています。

COCOLOプランでは、一定の条件の下で自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上の出席扱いとするとしています。

引き続き、国や県の動向を注視しながら、不登校生徒の学びを成績に反映するとともに、不登校の子供の高校進学支援に努めていきます。

○ 河野 正博 議員

2-1 笛吹市立図書館業務全般について

(1)「読書離れ」について



読書離れの原因の一つとして、インターネットやスマートフォンの普及により、必要な情報が手軽に収集できるようになったことが挙げられます。また、特に若年層では、動画などのメディアを楽しむ時間が増え、読書する時間が減ったことなどが考えられます。

本市の図書の貸出数の減少は、コロナ禍における臨時休館や開館時間の短縮なども原因と考えられます。

今後は、さらに多くの市民の皆様が図書館を訪れていただき、読書を楽しんでもらえるよう努めていきます。

(2)「読書離れ対策」について



市立図書館では、子どもの頃から図書に親しみ、読書する習慣を身に付けられるよう、親子を対象とした絵本の読み聞かせなどを行う「おはなし会」を実施しています。

また、図書館を訪れてもらうきっかけづくりとして、小学生を対象にした本の読みきかせや工作などを行うイベントのほか、大人を対象にした、新刊本や暮らしに役立つ豆知識などを紹介するイベントを開催しています。

今後も、図書館を利用してもらい、図書に親しめる環境づくりを行っていきます。

(3)「小中学校、保育園、幼稚園、学童保育等との連携」について



市立図書館では、子供たちが図書に触れあう機会を増やすために、小学校や保育所等と連携し、施設へ図書を貸し出す団体貸出を行っています。令和5年度の10月までの実績は、小学校が7校で延べ16回、保育所等が17園で延べ32回、学童保育室や児童館が5か所で延べ14回、子育て支援センターが7か所で延べ21回貸出を行っています。

また、保育所や子育て支援センター等を訪問して行う「出前おはなし会」を実施しています。10月までの実績は、保育所等が6園で延べ21回、子育て支援センターが2か所で延べ4回、児童センターは1か所で2回行っています。

さらに、小中学校との連携では、市立図書館は、市内の学校図書館と図書館システムで連携していることから、学校図書館を通じて資料等を児童生徒に貸し出すことができます。そのほか、小学生の社会科見学や中学生の職場体験の受け入れを行っています。

課題としては、団体貸出や出前おはなし会の要望が、ほかの図書館業務と重なり、全ての要望に応えられないことです。

今後、より多くの施設と連携できるよう実施方法を研究していきます。

(4)「児童生徒の学力向上に係る図書館の役割」について



市立図書館は、児童生徒の興味、関心、疑問に応えられるように必要な資料を提供できる体制を整備しておくことが重要だと考えます。

市立図書館と市内の学校図書館は、図書館システムが連携していることから、学校での調べ学習の充実や学校図書館の資料不足を補うことができ、児童生徒の学習支援につながっています。

(5)「各図書館の特色ある取組」について



各市立図書館では、収集する資料に特色を持たせています。

いいだこつ りゅうた

つじむらみづき ふかさわしちろう

石和図書館では、飯田蛇笏、龍太の関係資料や俳句関連資料、そのほか辻村深月や深沢七郎など本市出身の作家に関する資料を収集しています。

御坂図書館では、御坂町出身者の会である「御坂会」から、毎年、青少年ための図書を寄贈いただき、その図書を展示する「未来サポートコーナー」を設けています。また、御坂町の特産品である薔薇の関係

資料や天文関係資料を収集しています。

一宮図書館では、一宮町出身で「地下鉄の父」といわれる早川徳次^{はやかわのりつぐ}や詩人堀内幸枝^{ほりうちさちえ}の関係資料を収集しています。

八代図書館では、英語を取り入れた「おはなし会」を継続して行っていることから、英語関係の資料を収集しています。

春日居ふるさと図書館では、春日居町出身の医師小川正子^{おがわまさこ}やハンセン病に関する資料、また、春日居町ゆかりの作家藤原緋沙子^{ふじわらひさこ}や辻邦生^{つじくにお}の資料を収集しています。

さらに、各図書館では、季節やおすすめのテーマの資料を集めた展示コーナーをそれぞれ設け、訪れた方が興味をもって資料等を手にしてもらえるよう工夫しています。

(6)「図書の入替え費」について



各市立図書館は、ネットワークで連携しており、どこの図書館の資料でも借りることができます。また、市立図書館に所蔵のない資料を県立図書館や市外の図書館から借りることができる相互貸借も行っています。

重複した資料の購入を控え、購入資料の厳選を行うなど、適正な予算執行に努めています。

(7)「図書の入替えの実施」について



計画的に図書資料等を購入しているため、図書の入替えは、予定どおり実施できています。

(8)「図書館情報の開示」について



市立図書館の情報発信は、市及び図書館ホームページ、市の広報紙、各図書館でのポスターの掲示やカウンターでのチラシ配布などにより行っています。

また、小学校を通じて、各図書館で行う小学生対象のイベント情報などを案内しています。

さらに、特色あるイベントや展示などは、広く周知するために新聞社などへ情報提供しています。

今後も、様々な媒体を活用して積極的に情報提供していきます。

(9)「利用者の声を反映した図書館運営」について



市立図書館では、希望する本の予約や購入を申し込むリクエストカード、図書館カウンターでの利用者の声などを参考に、図書の購入や展示を検討しています。

また、学校教育や社会教育の関係者などで構成する「笛吹市図書館協議会」の意見を図書館運営に反映させています。

(10)「継続利用者への新たなサービス」について



市立図書館では、継続して利用してもらうためのイベントを実施しています。

夏休みや秋の読書月間に行っているスタンプラリー形式の「図書館でゲット」は、期間中の貸し出し冊数や来館回数など、設定された課題を達成すると景品がもらえ、子どもから大人まで好評をいただいているイベントです。

今後も、利用者の声を聴きながら、図書館に足を運びたいくなるようなイベントやサービスを研究していきます。

2-2 質の高い幼児教育について

(5)「幼保小の連携の現状と課題」について

答弁

本市では、保育所や幼稚園から小学校への接続時において、課題等を共有することが大切と考えています。

このため、平成 21 年度に、異校種間の円滑な接続を推進するため、笛吹市保幼小中高連携会議を設置しました。

保幼小部会では、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校が参加する中、学校区毎のグループに分かれ、小学校入学前の幼児の現状と小学校入学後の児童の現状について、情報交換を行っています。やまなし幼児教育センターの指導主事には、部会において講演や指導、助言をお願いしています。

また、小学校の教員が近隣の保育所、認定こども園、幼稚園を訪問し、子どもたちの育ちの現状の情報共有を図ってきました。

各小学校には、複数の保育所等から入学するため、全ての新入生の把握が難しく、保育所等との連携が課題となっています。

○ 神澤 敏美 議員

3-1 高齢者の社会活動参加について

(3)「シニアクラブと、スポーツ協会、文化協会との連携」についてです。

答弁

スポーツの分野では、石和町や御坂町、境川町で、シニアクラブとスポーツ協会が連携してグラウンドゴルフやゲートボールなどの大会を開催しています。また、石和町で、シニアクラブが行うボッチャや囲碁ボールなどの軽スポーツ講習会等に、スポーツ協会の会員が講師として参加する活動を行っています。

文化の分野では、一宮町や八代町で、文化協会が行う文化祭に、シニアクラブの文化部が打合せ段階から参加するとともにシニアクラブの会員が作品の出展などを行っています。

シニアクラブの中には、スポーツ協会や文化協会の会員になっている方もおり、互いに連携した取組が行われています。

今後も、高齢者が仲間づくりを通して健康づくりや生きがいづくりなどにつながるよう、シニアクラブとスポーツ協会、文化協会の連携を促進していきます。

○ 武川 則幸 議員

5-1 笛吹市博物館(春日居郷土館)と笛吹市青楓美術館の統合について

(1)～(7)「春日居郷土館と青楓美術館の統合」について

答弁

ただのり

青楓美術館は、昭和 49 年に、小池唯 則氏が美術館のなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てもらいたいとの思いで、一宮町に設立し、昭和 59 年に当時の一宮町に寄贈されました。

設立から 49 年が経過し、建物の老朽化、館内が狭小でバリアフリー化ができていない、接道が狭いなどの課題を抱えています。

現状のままでは、収蔵作品をより大勢の方に楽しんでもらうことができないため、市では、小池唯則氏の思いを踏まえ、より良い環境で作品を保管し、より多くの人が来館し、鑑賞してもらえるよう、約 700 点ある津田青楓の作品の収蔵が可能であり、一度に大人数が入館できる春日居郷土館への展示収蔵機能の集約を目指すこととしました。

ただのり

のりこ

集約化に向けては、これまで、小池唯 則氏の御遺族である小池節子氏も委員となっている笛吹市美

術館運営協議会や、笛吹市博物館運営協議会で意見をいただけてきました。

運営協議会では、「青楓美術館の設立者である小池唯則氏の意思を尊重してほしい」、「一宮地区で市民が絵画作品を発表できる場所がなくなる」、「ハザードマップで浸水想定地域にある春日居郷土館で作品を保管することは不安だ」などの意見が出されています。

個別施設計画において、文化施設の展示については、各施設に特色を持たせ、差別化を図ることを基本方針としています。現在、特定の施設の議論になってしまいましたが、本来は政策的な見地を含め、市内の文化施設の在り方について、総合的に議論する必要があると思います。

このような現状を踏まえ、今後は、本市の文化施設全体の在り方について、検討委員会などを設置し、検討していきたいと考えています。より多くの方に本市の文化施設を知ってもらい、展示品を鑑賞し、親しんでもらうため、それぞれの施設の役割を明確にした上で、施設のみならず、所有する土器、民具、書籍、美術品等の維持管理が行えるよう検討を進めていきます。

なお、小川正子記念館の現在の位置づけについては、春日居町の名誉町民第1号であり、ハンセン病患者の救済活動に生涯を捧げた医師の小川正子さんの功績を称え、後世に伝えるべく、春日居郷土館の敷地内に、小川正子さんの家を移設復元した小川正子記念館を併設し、「春日居郷土館・小川正子記念館」としているものです。

○ 落合 俊美 議員

6-2 市民の健康管理関係について

(1)「インフルエンザ対策」について



季節性インフルエンザは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための基本的な感染対策により、令和2年から大きな流行がなかったため、社会全体のインフルエンザに対する集団免疫が低下していることが考えられます。そのため、新型コロナウイルス感染症が5類移行し、行動や生活様式が変化したことで、今シーズンは全国的に感染が拡大しています。

市民の皆様には、感染予防策や予防接種等について、市の広報紙やホームページで周知しています。

保育所では、「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った予防、感染拡大防止策等をとっています。市内の保育施設においてインフルエンザが発症した場合は、各施設に対し、情報提供と注意喚起を行うほか、手洗い、うがい、消毒等の感染対策を徹底します。

市内小中学校では、県の指導により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、毎朝児童生徒の健康観察を行い、健康状態を把握するとともに、うがいや手洗いを徹底しています。また、保健指導でインフルエンザの予防について学習しているほか、各家庭には学校日より保健日よりを通じて注意喚起を行っています。

予防接種については、予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者と60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人を対象に、費用の一部として2,500円を助成しています。

○ 中村 正彦 議員

8-2 スクールバス運行状況と見直しについて

(1)「スクールバス利用校数、路線数、利用者数」について



現在、市では、5台のスクールバスを運行しています。利用校数は、御坂西小学校、御坂東小学校、御坂中学校、八代小学校、境川小学校、浅川中学校の6校です。運行路線は、御坂地区が3路線、八代

地区が 2 路線、境川地区が 2 路線、芦川地区が 1 路線の合計 8 路線で、利用する児童生徒数は、約 250 人です。

(2)「利用者の遅刻や欠席対応、バス内の安全対策」について



スクールバスは、遅延を防止するため、時刻表に沿って運行しており、遅刻する場合は各家庭での送迎をお願いしています。

安全対策として、バス内では座席に座ることを基本としています。やむを得ず立ち乗りになる場合には、高学年が立つようにしています。

また、置き去り事故につながるヒューマンエラーを防止するため、今年度、全てのスクールバスに子供置き去り防止装置を設置します。

(3)「大雨や異常気象発令時、災害への対応」について



災害時など緊急の対応が必要な場合には、教育委員会、学校、バスの運転手の 3 者が連携し、ルートや時間を変更して運行しています。

今年度は、芦川地区で発生した山火事やゲリラ豪雨の際に、運行時間を変更して対応した実績があります。

(4)「小中学校の乗車基準」について



現在、「笛吹市通学バス運営に関する細則」において、運行路線や区間、運行時間の設定の考え方などを定めており、これに基づき運行しています。

(5)「区域の再編についての考え」について



近年、気象状況や交通事情等、子供たちを取り巻く環境が変化し、スクールバスの運行に関する要望もいただいています。区域の見直しを含め、スクールバス運行の基本的な考え方について検討しています。

同意第 12 号

教育委員会委員の任命について

笛吹市教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 [REDACTED]

氏 名 三井 久美子

生年月日 [REDACTED]

提案理由

委員の任期満了に伴い、教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求めるものである。

報告第7号（12月）

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正
する条例について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(令和 5 年 笛吹市規則第 号) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p>
	<p>(平成 27 年 笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>御坂生涯学習センターの供用開始日が決定したことに伴い、規則を制定する。</p>
<p>概要</p>	<p>1 条例の施行期日を定める規則 (1) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を、令和 5 年 12 月 1 日とする。 (2) 附則で笛吹市役所支所設置条例施行規則を改正し、御坂支所の所管する施設に御坂生涯学習センターを加える。 2 社会教育施設条例施行規則 社会教育施設の休業日を規定する第 2 条第 1 項の表に、笛吹市御坂生涯学習センターを加える。</p>
<p>経過</p>	<p>御坂農村環境改善センターの除却に伴い、その機能移転先として、御坂生涯学習センターを令和 5 年 12 月から供用開始することとした。 このため、同施設を社会教育施設に加えるよう、笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を同年 9 月 29 日に公布したが、供用開始日が未定だったことから、施行日は規則に委任することとしていた。 ついては、今般、御坂生涯学習センターの供用開始日を令和 5 年 12 月 1 日に決定し、同日を上記一部改正条例の施行期日とするよう定めることとした。 また、笛吹市役所支所設置条例施行規則及び笛吹市社会教育施設条例施行規則についても、併せて所要の改正を行うこととした。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例(令和 5 年笛吹市条例第 24 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例(令和5年笛吹市条例第24号)の施行期日は、令和5年12月1日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年12月1日から施行する。

(笛吹市役所支所設置条例施行規則の一部改正)

- 2 笛吹市役所支所設置条例施行規則(平成16年笛吹市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表笛吹市役所御坂支所の項中「学びの杜みさか」を「学びの杜みさか 御坂生涯学習センター」に改める。

笛吹市役所支所設置条例施行規則(平成16年笛吹市規則第4号)新旧対照表

改正案	現行																
<p>(支所の内部組織) 第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる支所は、同表の右欄に掲げる施設を所管するものとする。</p>	<p>(支所の内部組織) 第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる支所は、同表の右欄に掲げる施設を所管するものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="598 1861 643 2033">支所</th> <th data-bbox="598 1160 643 1861">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="643 1861 738 2033">笛吹市役所御学びの杜みさか坂支所</td> <td data-bbox="643 1160 738 1861">御生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 1861 834 2033">笛吹市役所春あぐり情報ステーション日居支所</td> <td data-bbox="738 1160 834 1861"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1861 928 2033">笛吹市役所芦川ふれあいプラザ 芦川ふるさと総合センター川支所</td> <td data-bbox="834 1160 928 1861"></td> </tr> </tbody> </table>	支所	施設	笛吹市役所御学びの杜みさか坂支所	御 生涯学習センター	笛吹市役所春あぐり情報ステーション日居支所		笛吹市役所芦川ふれあいプラザ 芦川ふるさと総合センター川支所		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="598 965 643 1151">支所</th> <th data-bbox="598 264 643 965">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="643 965 738 1151">笛吹市役所御学びの杜みさか坂支所</td> <td data-bbox="643 264 738 965">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 965 834 1151">笛吹市役所春あぐり情報ステーション日居支所</td> <td data-bbox="738 264 834 965"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 965 928 1151">笛吹市役所芦川ふれあいプラザ 芦川ふるさと総合センター川支所</td> <td data-bbox="834 264 928 965"></td> </tr> </tbody> </table>	支所	施設	笛吹市役所御学びの杜みさか坂支所	_____	笛吹市役所春あぐり情報ステーション日居支所		笛吹市役所芦川ふれあいプラザ 芦川ふるさと総合センター川支所	
支所	施設																
笛吹市役所御学びの杜みさか坂支所	御 生涯学習センター																
笛吹市役所春あぐり情報ステーション日居支所																	
笛吹市役所芦川ふれあいプラザ 芦川ふるさと総合センター川支所																	
支所	施設																
笛吹市役所御学びの杜みさか坂支所	_____																
笛吹市役所春あぐり情報ステーション日居支所																	
笛吹市役所芦川ふれあいプラザ 芦川ふるさと総合センター川支所																	

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「笛吹市スコレーパリオ」を

「笛吹市スコレーパリオ
笛吹市御坂生涯学習セ

ンター」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案		現行	
(休業日) 第2条 笛吹市社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。		(休業日) 第2条 笛吹市社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。	
施設名	休業日	施設名	休業日
笛吹市スコレセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	笛吹市スコレセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで
笛吹市スコレパリオ	(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)	笛吹市スコレパリオ	(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)
笛吹市御坂生涯学習センター			
笛吹市花鳥児童館		笛吹市花鳥児童館	
笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設		笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設	
笛吹市御坂地区陶芸施設		笛吹市御坂地区陶芸施設	
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館		笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館	
笛吹市八代総合会館		笛吹市八代総合会館	
笛吹市若彦路ふれあいセンター		笛吹市若彦路ふれあいセンター	
笛吹市境川総合会館		笛吹市境川総合会館	
笛吹市あぐり情報ステーション		笛吹市あぐり情報ステーション	
笛吹市芦川ふるさと総合センター		笛吹市芦川ふるさと総合センター	
学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで

<p>(2) 水曜日 (この日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日である場合は、その翌日)</p>	<p>(2) 水曜日 (この日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日である場合は、その翌日)</p>
<p>笛吹市芦川グリーンロッジ 笛吹市芦川やすらぎの里</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) 11月1日から翌年の3月31日まで</p> <p>笛吹市芦川グリーンロッジ 笛吹市芦川やすらぎの里</p> <p>2 (略)</p>

報告第8号（12月）

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正
する条例の施行期日を定める規則につい
て

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 27 年笛吹市条例第 24 号) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例				
	(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則				
趣旨目的	老朽化した笛吹市御坂東部地区コミュニティー施設(以下「本件施設」という。)の除却に伴い、同施設を社会教育施設から除外するため、所要の改正を行う。				
概要	1 条例 社会教育施設の一覧を示した第 2 条の表及び使用料を定めた別表から、本件施設を削る。 2 規則 社会教育施設の休業日を定めた第 2 条の表から、本件施設を削る。				
経過	<p>本件施設は、御坂町下黒駒から藤野木までの東部地区を対象とした中央公民館として昭和 54 年 8 月 1 日に建築され、市制移行に伴い中央公民館から除外された後は、若宮区の公民館として使用されてきた。</p> <p>また、建築から 40 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、個別施設計画(集会施設編)において令和 11 年度に除却することとしていた。</p> <p>しかし、若宮区が別に公民館を新築し、令和 4 年 1 月までに移転を完了したため、本件施設は現在使用されておらず、かつ、今後も利用の見込みがない状況となった。</p> <p>これを受け、本件施設を令和 5 年度に除却するよう計画変更することが、令和 4 年 12 月 1 日の懸案協議において決定され、令和 5 年 7 月 4 日から令和 6 年 2 月 13 日までを工期として本件施設の解体工事が行われている。</p>				
関係法令	なし				
予算措置	<p>令和 5 年度当初予算計上</p> <table border="0"> <tr> <td>御坂東部地区コミュニティー施設解体工事管理業務</td> <td>1,568 千円</td> </tr> <tr> <td>御坂東部地区コミュニティー施設解体工事費</td> <td>49,005 千円</td> </tr> </table>	御坂東部地区コミュニティー施設解体工事管理業務	1,568 千円	御坂東部地区コミュニティー施設解体工事費	49,005 千円
御坂東部地区コミュニティー施設解体工事管理業務	1,568 千円				
御坂東部地区コミュニティー施設解体工事費	49,005 千円				
その他	なし				

議案第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表笛吹市御坂東部地区コミュニティー施設の項を削る。

別表第1中6の表を削り、7の表を6の表とし、8の表から14の表までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹市御坂東部地区コミュニティー施設を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置)	名称	名称	位置
第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	笛吹市石和町広瀬626番地1	笛吹市石和町広瀬626番地1	笛吹市石和町広瀬626番地1
	笛吹市石和町小石和751番地	笛吹市石和町小石和751番地	笛吹市石和町小石和751番地
	笛吹市学びの杜みさか	笛吹市学びの杜みさか	笛吹市御坂町夏目原744番地
	笛吹市花鳥児童館	笛吹市花鳥児童館	笛吹市御坂町竹居2203番地1
		笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設	笛吹市御坂町上黒駒1821番地1
	笛吹市御坂地区陶芸施設	笛吹市御坂地区陶芸施設	笛吹市御坂町下野原1230番地
	笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館	笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館	笛吹市一宮町末木921番地1
	笛吹市八代総合会館	笛吹市八代総合会館	笛吹市八代町南527番地
	笛吹市若彦路ふれあいセンター	笛吹市若彦路ふれあいセンター	笛吹市八代町南544番地
	笛吹市境川総合会館	笛吹市境川総合会館	笛吹市境川町三柵3番地
	笛吹市あぐり情報ステーション	笛吹市あぐり情報ステーション	笛吹市春日居町寺本155番地1
	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地
	笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鷺宿1760番地
	笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鷺宿466番地1

別表第1(第9条、第10条関係)

1～5 (略)

別表第1(第9条、第10条関係)

1～5 (略)

6 笛吹市御坂東部コミュニティー施設

利用区分	使用料 (1時間当たり)
会議室	200円
調理研修室	
大会議室	400円

6 (略)
7 (略)
8 (略)
9 (略)
10 (略)
11 (略)
12 (略)
13 (略)

7 (略)
8 (略)
9 (略)
10 (略)
11 (略)
12 (略)
13 (略)
14 (略)

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「笛吹市御坂東部地区コミュニティー施設」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市社会教育施設条例施行規則（平成27年笛吹市教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現行																																																								
<p>(休業日) 第2条 笛吹市社会教育施設（以下「社会教育施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。</p>	<p>(休業日) 第2条 笛吹市社会教育施設（以下「社会教育施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="545 1568 577 2033">施設名</th> <th data-bbox="545 1146 577 1568">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 1568 641 2033">笛吹市スコレセンター</td> <td data-bbox="577 1146 641 1568">(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="641 1568 705 2033">笛吹市スコレパリオ</td> <td data-bbox="641 1146 705 1568">(2) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="705 1568 769 2033">笛吹市御坂農村環境改善センター</td> <td data-bbox="705 1146 769 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="769 1568 833 2033">笛吹市花鳥児童館</td> <td data-bbox="769 1146 833 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 1568 896 2033">—</td> <td data-bbox="833 1146 896 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="896 1568 960 2033">笛吹市御坂地区陶芸施設</td> <td data-bbox="896 1146 960 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="960 1568 1024 2033">笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館</td> <td data-bbox="960 1146 1024 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1024 1568 1088 2033">笛吹市八代総合会館</td> <td data-bbox="1024 1146 1088 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1568 1152 2033">笛吹市若彦路ふれあいセンター</td> <td data-bbox="1088 1146 1152 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1152 1568 1216 2033">笛吹市境川総合会館</td> <td data-bbox="1152 1146 1216 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1568 1279 2033">笛吹市あぐり情報ステーション</td> <td data-bbox="1216 1146 1279 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1568 1337 2033">笛吹市芦川ふるさと総合センター</td> <td data-bbox="1279 1146 1337 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1337 1568 1340 2033">学びの杜みさか</td> <td data-bbox="1337 1146 1340 1568">(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休業日	笛吹市スコレセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	笛吹市スコレパリオ	(2) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）	笛吹市御坂農村環境改善センター		笛吹市花鳥児童館		—		笛吹市御坂地区陶芸施設		笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館		笛吹市八代総合会館		笛吹市若彦路ふれあいセンター		笛吹市境川総合会館		笛吹市あぐり情報ステーション		笛吹市芦川ふるさと総合センター		学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="545 672 577 1146">施設名</th> <th data-bbox="545 255 577 672">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 672 641 1146">笛吹市スコレセンター</td> <td data-bbox="577 255 641 672">(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="641 672 705 1146">笛吹市スコレパリオ</td> <td data-bbox="641 255 705 672">(2) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="705 672 769 1146">笛吹市御坂農村環境改善センター</td> <td data-bbox="705 255 769 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="769 672 833 1146">笛吹市花鳥児童館</td> <td data-bbox="769 255 833 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 672 896 1146">笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設</td> <td data-bbox="833 255 896 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="896 672 960 1146">笛吹市御坂地区陶芸施設</td> <td data-bbox="896 255 960 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="960 672 1024 1146">笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館</td> <td data-bbox="960 255 1024 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1024 672 1088 1146">笛吹市八代総合会館</td> <td data-bbox="1024 255 1088 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 672 1152 1146">笛吹市若彦路ふれあいセンター</td> <td data-bbox="1088 255 1152 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1152 672 1216 1146">笛吹市境川総合会館</td> <td data-bbox="1152 255 1216 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 672 1279 1146">笛吹市あぐり情報ステーション</td> <td data-bbox="1216 255 1279 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 672 1337 1146">笛吹市芦川ふるさと総合センター</td> <td data-bbox="1279 255 1337 672"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1337 672 1340 1146">学びの杜みさか</td> <td data-bbox="1337 255 1340 672">(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休業日	笛吹市スコレセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	笛吹市スコレパリオ	(2) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）	笛吹市御坂農村環境改善センター		笛吹市花鳥児童館		笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設		笛吹市御坂地区陶芸施設		笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館		笛吹市八代総合会館		笛吹市若彦路ふれあいセンター		笛吹市境川総合会館		笛吹市あぐり情報ステーション		笛吹市芦川ふるさと総合センター		学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで
施設名	休業日																																																								
笛吹市スコレセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								
笛吹市スコレパリオ	(2) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）																																																								
笛吹市御坂農村環境改善センター																																																									
笛吹市花鳥児童館																																																									
—																																																									
笛吹市御坂地区陶芸施設																																																									
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館																																																									
笛吹市八代総合会館																																																									
笛吹市若彦路ふれあいセンター																																																									
笛吹市境川総合会館																																																									
笛吹市あぐり情報ステーション																																																									
笛吹市芦川ふるさと総合センター																																																									
学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								
施設名	休業日																																																								
笛吹市スコレセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								
笛吹市スコレパリオ	(2) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）																																																								
笛吹市御坂農村環境改善センター																																																									
笛吹市花鳥児童館																																																									
笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設																																																									
笛吹市御坂地区陶芸施設																																																									
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館																																																									
笛吹市八代総合会館																																																									
笛吹市若彦路ふれあいセンター																																																									
笛吹市境川総合会館																																																									
笛吹市あぐり情報ステーション																																																									
笛吹市芦川ふるさと総合センター																																																									
学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								

<p>(2) 水曜日 (この日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日である場合は、その翌日)</p> <p>(1) 11月1日から翌年の3月31日まで</p>	<p>(2) 水曜日 (この日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日である場合は、その翌日)</p> <p>(1) 11月1日から翌年の3月31日まで</p>
<p>笛吹市芦川グリーンロッジ 笛吹市芦川やすらぎの里</p> <p>2 (略)</p>	<p>笛吹市芦川グリーンロッジ 笛吹市芦川やすらぎの里</p> <p>2 (略)</p>

議案第20号（12月）

笛吹市指定文化財の諮問について

※別添資料

生涯学習課